

広島県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十三年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
アサヒサンクリーニング 在宅介護センター尾 道	アサヒサンクリーニング 株式会社尾道営業所	尾道市美ノ郷町三成一四八 一 番 地 一	平成二十二年八月一日
東広島市社会福祉協 議会豊栄居宅介護支 援事業所	社会福祉法人東広島 市社会福祉協議会居 宅介護支援事業所	東広島市豊栄町乃美二八四 一 番 地 一	平成一七年四月一日